

## **第3章 計画の基本的な考え方**

## 第1節 基本理念と基本的な視点

### (1) 基本課題

福祉サービスに関するニーズは複雑・多様化しており、虐待や認知症、生活困窮者などへの対応を含め、これまでの施策だけでは対応が難しいことが増加しています。

これからの福祉のあり方は、住民自らが自分らしく生きることを前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを利用でき、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが求められています。

住民の誰もが安心して、生きがいをもって暮らすことのできる地域社会を確立するためにも、行政サービスだけではなく、地域住民や福祉サービス事業所との連携によるサービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があるとともに、住民一人ひとりが地域のことや隣近所・周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる関係が地域の中で形成されることが何よりも大切となります。

また、地域福祉の取り組みにおいては、住民自らが取り組むとともに、地域の中の多様な考え方、存在を認め合い、お互いの基本的人権を尊重しながら共に生き、共に進めていくことが重要となりますので、地域住民との協働、福祉サービス事業所との連携などにより、地域における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割を明確にし、地域コミュニティの再生と併せて地域福祉を推進していく必要があります。

### (2) 基本理念

本市の地域福祉の課題や方向性を踏まえ、第2次柳川市総合計画の福祉分野の施策を考慮し、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、共に支え合うまちづくりを進めます。よって、本計画の基本理念を、第一期に続き「**笑顔でつながる福祉のまち 柳川**」とします。

#### 基本理念

**笑顔でつながる福祉のまち 柳川**

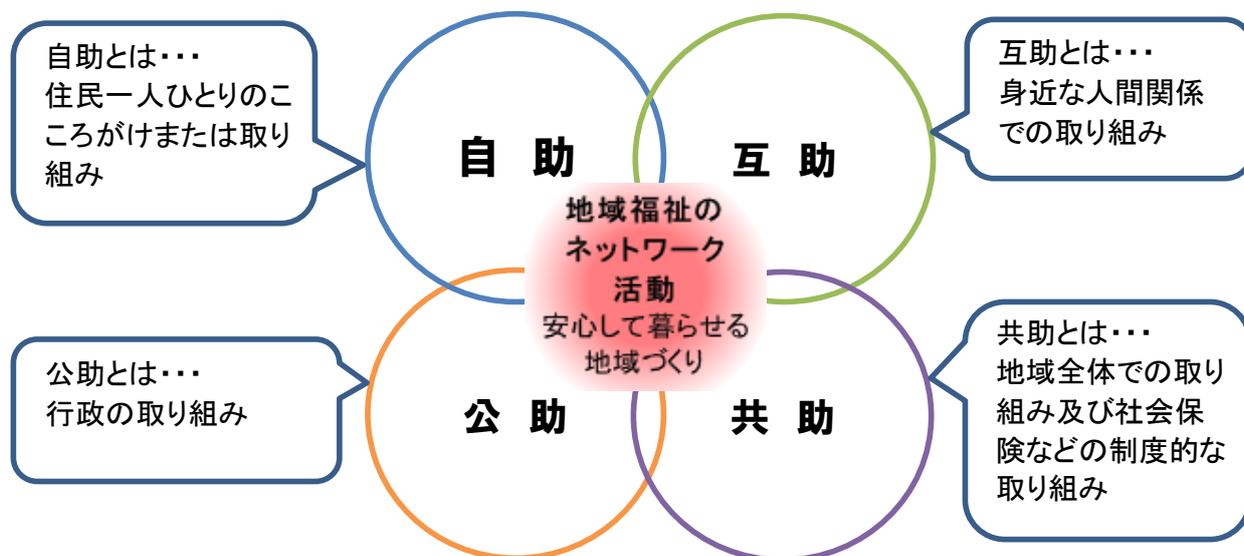
### (3) 基本的な視点

「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」の実現を支える基本的な視点(考え方)として、次のとおり「自助(住民一人ひとりの心がけ、または取り組み)」「互助(身近な人間関係内での取り組み)」「共助(地域全体での取り組みおよび社会保険などの制度的な取り組み)」「公助(行政の取り組み)」を掲げます。

| 基本的な視点  | 意味すること  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>自 助</b></p> <p>(住民一人ひとりの心がけ、または取り組み)</p>          | 住民一人ひとりや家族が自立し、福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、課題解決に向けてできることを主体的に行うこと。                            |
| <p style="text-align: center;"><b>互 助</b></p> <p>(身近な人間関係内での取り組み)</p>               | 身近な人間関係(別居する家族、近隣の友人や知人)の中で自発的に支え合い、助け合うこと。   |
| <p style="text-align: center;"><b>共 助</b></p> <p>(地域全体での取り組みおよび社会保険などの制度的な取り組み)</p> | 住民や地域で活動する人、地域の事業所などさまざまな人や組織が、協力して課題解決に向けて取り組み、地域の福祉力を高めること。また、介護保険に代表される社会保険制度およびサービスなどの相互扶助で支え合い、助け合うこと。 |
| <p style="text-align: center;"><b>公 助</b></p> <p>(行政の取り組み)</p>                      | 行政としての責任と役割を果たすとともに、住民の自立支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。  |

地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」、これら4つの支えが緊密に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要です。

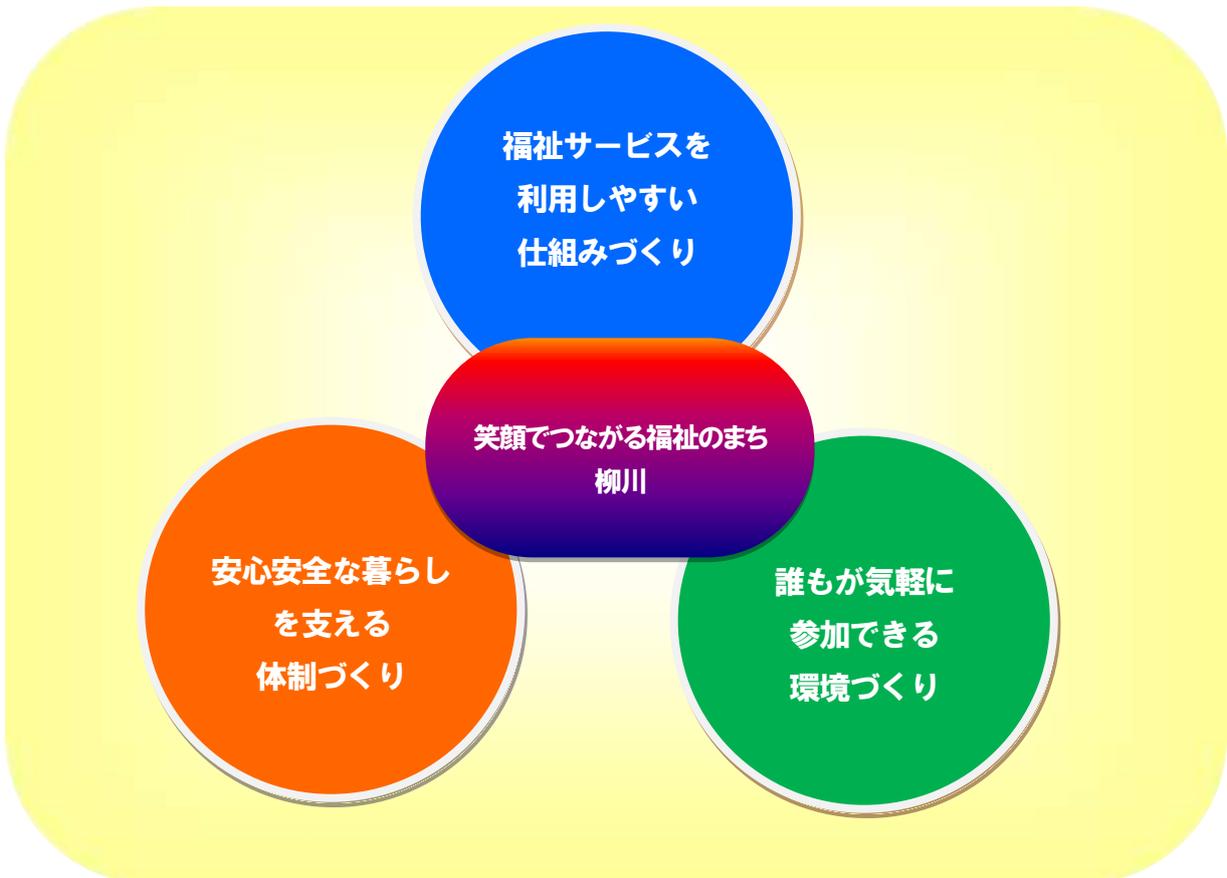
さらに、4つの支えが適切に連携していくためには、人や組織をつなぐ人材や仕組みづくりが必要となります。



## 第2節 基本目標

### (1) 基本目標

「基本理念」の実現に向けて、前節で述べた「基本的な視点」に立ち、以下の3つの基本目標を設定し、住民と行政・社会福祉協議会が協働して取り組んでいきます。



#### 《基本目標1》 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

地域におけるさまざまな福祉ニーズの把握とともに、支援を必要とする人への情報提供や、相談体制・権利擁護体制の充実を図ります。

また、複雑な課題を抱え自立が困難な状況にある人を支援できる体制を整えます。

さらに、地域における身近な助け合いとともに、専門職と連携した支援体制の整備に取り組みます。

## 《基本目標 2》 安心安全な暮らしを支える体制づくり

住民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して暮らせるために、必要な支援を適切に利用できる体制づくりを進めます。また、それをバックアップする相談支援機関同士の連携を支援します。

地域福祉推進のため、誰もが、地域のことや隣近所・周囲の人に関心をもち、共に支え、支えられる関係を形成するとともに、災害時や緊急時の支援体制の確立など、地域においてさまざまな不安を解消する体制を整えます。

## 《基本目標 3》 誰もが気軽に参加できる環境づくり

みんなと共に支え合うまちづくりの実現のため、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりを支援します。

このため、異なる立場の相手を理解し、尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

また、地域福祉を支える助け合いの心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなど活動の支援やそれにかかわる人材の確保・育成を図ります。

## (2) 施策の体系

### 〈基本理念〉

### 笑顔でつながる福祉のまち 柳川

#### 基本 目標

## 1

### 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

#### 1 情報提供の充実

- (1) 福祉サービスを知る機会の充実
- (2) 身近なところでの情報共有の充実

#### 2 相談支援活動の推進

- (1) 身近な相談支援の充実
- (2) 相談窓口の機能充実

#### 基本 目標

## 2

### 安心安全な暮らしを支える体制づくり

#### 1 安心できる福祉の充実

- (1) 福祉サービスの適切な利用の推進
- (2) 地域での支え合いの推進

#### 2 避難行動要支援者の 支援の充実

- (1) 平常時の備えの充実
- (2) 円滑な援護活動の推進

#### 基本 目標

## 3

### 誰もが気軽に参加できる環境づくり

#### 1 交流やつながりの充実

- (1) 地域活動の活性化
- (2) ボランティア活動の推進

#### 2 学ぶ機会の充実

- (1) 人権教育・福祉教育の充実
- (2) 福祉問題などを学ぶ機会の充実